

## 環境不動産としての木造建築物の建築促進

政策提言先 総務省、国土交通省、林野庁、環境省

### 政策提言の要旨

CO<sub>2</sub>を吸収・固定する木材を利用した建築促進により木材需要を拡大することは、脱炭素社会の実現に資するとともに、地方の重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の持つ多面的機能の高度化にもつながるものです。

現在、3階建てまでの住宅の木造率は8割を超えていますが、人口減少等により今後の需要の減少が見込まれる中では、木造率が1割以下にとどまっている中高層や非住宅建築物の木造化・木質化等を進める必要があります。

その際、建築物への木材利用の制約となっている建築基準の合理化や、木造建築が環境に貢献していることが広く認知され、その価値に見合う支援などのメリットがあることが、木造建築推進のインセンティブとなります。

このため、建築基準の合理化及び、国産木材を利用した木造建築物の環境不動産としての評価の確立と、それに応じた優遇措置及び支援策の充実を提言します。

### 【政策提言の具体的内容】

- 1 中大規模建築物の木造化を促進するための防火規定の合理化  
消火の円滑化措置が講じられた木造建築物や、防火壁等で有効に区画された建築物を部分的に木造化する場合など、防火に関する設計方法等を合理化することをお願いします。
- 2 中高層・非住宅木造建築物の環境不動産としての国レベルでの評価の確立と優遇措置  
木造建築物が有するCO<sub>2</sub>吸収や森林整備への貢献などの環境的な価値について、①地域の取り組みを踏まえた優遇措置を前提とする国レベルでの評価の確立、②評価に応じた木造建築物の建築基準の緩和などの優遇措置をお願いします。
- 3 中高層・非住宅建築物の木造化・木質化等を推進するための対策の充実  
①木造建築に精通した専門家による施主等への提案・相談窓口の設置及び運営支援、②木造建築に精通した建築士の育成、③木材の健康面・快適性などの科学的分析に基づく情報発信、④建築物の木造化・木質化等への地方自治体の取り組みに対する支援の拡充をお願いします。

### 【政策提言の理由】

- 国においては、令和2年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が制定され、建築物において、再生可能であり炭素を固定する木材の利用を促進することが位置づけられました。
- さらに、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年6月に改正、同年10月に施行され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されています。
- 中高層・非住宅建築物を木造化するにあたっては、現時点では、防火の基準等を満たすための工事費が増加する一方で、木造建築物の法定耐用年数が鉄筋コンクリート造などと比べ短いことなどを理由に、施主や金融機関が資産価値を低く評価するケースが見受けられ、木造建築が進まない原因の一つになっており、こうした課題を解決するため、木造建築物の公益性を評価して建築を後押しする施策が必要となっています。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 木材産業振興課